

## 特別養護老人ホーム吉井川荘 料金表

**(介護予防)短期入所**

(令和6年4月1日、介護保険負担割合1割の方)

※介護負担2割または3割の方は介護サービス費に応じた負担となります。

### 1. 第4段階【市町村民税課税世帯の方】

(単位:円)

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要支援1	451	①サービス提供強化体制加算(Ⅲ)	6
要支援2	561	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15
要介護1	603		
要介護2	672		
要介護3	745		
要介護4	815		
要介護5	884		

個室		
居住費	食費	1日利用料
1,171	1,680	3,353
		3,474
		3,527
		3,602
		3,681
		3,756
		3,831

### 2. 第3段階②【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万を超える方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要支援1	451	①サービス提供強化体制加算(Ⅲ)	6
要支援2	561	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15
要介護1	603		
要介護2	672		
要介護3	745		
要介護4	815		
要介護5	884		

個室		
居住費	食費	1日利用料
820	1,300	2,622
		2,743
		2,806
		2,882
		2,962
		3,039
		3,115

### 3. 第3段階①【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万を超え、120万以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要支援1	451	①サービス提供強化体制加算(Ⅲ)	6
要支援2	561	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15
要介護1	603		
要介護2	672		
要介護3	745		
要介護4	815		
要介護5	884		

個室		
居住費	食費	1日利用料
820	1,000	2,322
		2,443
		2,506
		2,582
		2,662
		2,739
		2,815

### 4. 第2段階【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要支援1	451	①サービス提供強化体制加算(Ⅲ)	6
要支援2	561	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15
要介護1	603		
要介護2	672		
要介護3	745		
要介護4	815		
要介護5	884		

個室		
居住費	食費	1日利用料
420	600	1,522
		1,643
		1,706
		1,782
		1,862
		1,939
		2,015

### 5. 第1段階【高齢福祉年金受給または生活保護受給者】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	
要支援1	451	①サービス提供強化体制加算(Ⅲ)	6
要支援2	561	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15
要介護1	603		
要介護2	672		
要介護3	745		
要介護4	815		
要介護5	884		

個室		
居住費	食費	1日利用料
320	300	1,122
		1,243
		1,306
		1,382
		1,462
		1,539
		1,615

注1 食費の内訳は朝食480円、昼食600円、夕食600円になります。

介護保険法の改正等により施設サービス費等に変更が生じた場合は、ご契約者の負担額も変更となります。また施設サービス費以外に、下記加算を算定した場合は自己負担額に追加されます。

[単位×10円(級地区分 その他)]

- ①サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日
  - ・入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の占める割合が100分の30以上であること
- ②夜勤職員配置加算(Ⅲ) 15単位/日
  - ・夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- ③送迎加算 184単位/回
  - ・入退所送迎1回につき
- ④療養食加算 8単位/回
  - ・医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の療養食の提供が行なわれた場合

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることが目的

- ⑤介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
  - ・介護サービス費の1カ月の合計額に6.0%に相当する金額
- ⑥介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
  - ・介護サービス費の1カ月の合計額に2.3%に相当する金額
- ⑦介護職員等ベースアップ等支援加算
  - ・介護サービス費の1カ月の合計額に1.6%に相当する金額